

今後の検討事項と進め方について（案）

平成 26 年 10 月

意匠制度小委員会において取りまとめられた報告書を踏まえ、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応するための運用等の詳細及び画像デザインの登録要件の具体的内容について、本WGで検討を行う必要がある。

1. 経緯等

（1）産業構造審議会知的財産分科会¹の意匠制度小委員会では、平成 23 年 12 月 20 日以降、以下の論点について検討が行われ、平成 26 年 1 月 31 日に報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。また、報告書は同年 2 月 24 日に知的財産分科会において了承された。

- ①ハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）及びロカルノ協定への加入
- ②画像デザインの保護拡充の方向性

（2）報告書では、上記各論点について以下の方向性が示された。

- ①ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への加入について
 - ・ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への加入を目指した対応を進める。
 - ・運用等の詳細は、引き続き意匠審査基準ワーキンググループ（以下「本WG」という。）で検討する。
- ②画像デザインの保護の方向性について
 - ・イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索ツールの準備に着手することを前提に、意匠審査基準の改訂により保護対象を拡充することを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、本WGで具体的検討を行う。
 - ・この検討結果については本WGから意匠制度小委員会に報告するとともに、同小委員会において制度の在り方について更なる検討を行う。

（3）ジュネーブ改正協定を適切に実施するための規定の整備に係る法案は、第 186 回国会で平成 26 年 4 月に可決・成立した。同改正法のうちジュネーブ改正協定に関する部分は、ジュネーブ改正協定が我が国で発効する日に施行される。

（4）ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への加入については、第 186 回国会において平成 26 年 5 月に承認され、ロカルノ協定については同年 9 月 24 日に我が国で発効した。ジュネーブ改正協定については、現在加入に向けた作業を進めている。

¹ 旧知的財産政策部会。平成 25 年 7 月の審議会組織見直しにより、名称変更された。

2. 本WGにおける検討事項

報告書で示された内容を踏まえ、以下の事項について検討を行う。

(1) ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定

①ジュネーブ改正協定に対応するための意匠審査基準の改訂について

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願に対して適切に権利設定を行うための特許庁の審査運用指針として、ジュネーブ改正協定に対応するための意匠審査基準の改訂について検討する。

②ロカルノ国際意匠分類の運用方針について

ロカルノ協定加入に伴い義務づけられるロカルノ国際意匠分類の付与について、より適切な付与の運用方針を検討する。

(2) 画像デザインの保護

①画像の意匠の登録要件について

意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、画像の意匠の保護対象を拡充することを視野に入れ、画像の意匠の登録要件について具体的検討を行う。

②画像の意匠に関する創作非容易性基準の明確化について

画像の意匠について、創作非容易性の審査基準をより明確に示すことにより、ユーザーがクリアランスの要否検討を行う上で参照可能な情報を提供する。

3. 当面の検討スケジュール

上記2. に示した検討事項のうち、まず、制度ユーザーの利便性の観点から、早期加入に向けた作業が特に求められるジュネーブ改正協定に関する検討事項及びロカルノ協定に関する検討事項について検討を行う。

更に、画像デザインの保護拡充に関する事項については、順次検討していくこととする。

以上